

薩摩川内市花いっぱいマスコット・キャラクター「かのこゆりの妖精 カノッコ」使用基準 (趣旨)

第1条 この基準は、薩摩川内市花いっぱいマスコット・キャラクター「かのこゆりの妖精 カノッコ」(以下「マスコットキャラクター」という。)を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の届出)

第2条 マスコットキャラクターを使用しようとする者は、事前に使用届出書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 市が主体的に実施する事業において使用する時。
- (2) 報道機関が報道目的で使用する時。
- (3) その他市長が認めたもの。

(使用基準)

第3条 マスコットキャラクターは、花いっぱいのまちづくりを推進する取り組みについて、使用できるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用することはできない。

- (1) 商用を目的として利用するとき。
- (2) 主として特定の政治・選挙活動、宗教的活動等に利用するとき。
- (3) 特定の個人等の売名行為に繋がる目的で利用するとき。
- (4) 法令及び公序良俗に反したり、又はその恐れのあるとき。
- (5) その他、市長がマスコットキャラクターの使用について不相当と認めたとき。

(使用条件)

第4条 マスコットキャラクターは、原則として無料で使用できる。

(使用上の遵守事項)

第5条 マスコットキャラクターを使用するものは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用にあたっては、絵柄、色彩等を変更しないこと。ただし、色彩については、白黒でも使用できる。
- (2) マスコットキャラクターに背景を入れる場合、または他の絵柄と組み合わせる場合は、公序良俗に反しないもののみとし、マスコットキャラクター作成の本来の意義に抵触しないよう配慮すること。
- (3) マスコットキャラクターを立体物として使用するなど特殊な活用をする場合は、あらかじめ市長と協議しなければならない。

(使用報告)

第6条 マスコットキャラクターを使用した者は、使用後速やかに使用にかかる成果品等を提出しなければならない。ただし、成果品の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

(補則)

第7条 この基準に定めのない事項については、別途、市長が定める。

(附則)

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

(様式第1号)

薩摩川内市花いっぱいマスコット・キャラクター
「かのこゆりの妖精 カノッコ」使用届出書

平成 年 月 日

薩摩川内市長 殿

住 所

団体名

氏 名

印

電 話

eメールアドレス

薩摩川内市花いっぱいマスコット・キャラクター「かのこゆりの妖精 カノッコ」を使用
したいので届出ます。

使用目的 (事業名等)	
使用内容 (例：ポスター、 チラシに使用等)	